

仕 様 書

本仕様書は、南相馬市内の小中学校における樹木（高木）剪定業務について、樹木の正常な育成と延命を図るため次のとおり定めるものとする。

1 業 務 名

小中学校樹木（高木）剪定業務委託

2 業務委託場所

小中学校 17 校

3 業務期間

契約締結日 ～ 令和 9 年 3 月 31 日

4 業務内容

委託者と事前協議の上、主に高所作業車を使用した樹木の剪定業務を行う。

(1) 剪定樹木（樹種）

別紙仕様書【学校別図面】一覧の太丸及び太枠内のもの。ただし、テングス病が確認できる桜については、全てを対象とする。

(2) 「樹木（高木）剪定図面」記載の樹木について下記の内容で剪定する。

① 学校敷地境界からの突出枝の剪定・境界側の横枝はもとから除去する。

② 建屋等接触枝、防球ネット接触枝、電線付近の枝は強剪定する。

③ 高さ 10 m 以上の樹木の縮小剪定（強剪定及び芯止め剪定）をする。

④ 全桜の木は、1 / 3 縮小剪定とし、テングス病除去剪定をする。

⑤ 図面指定木の伐採、全樹木の枯枝の除去剪定をする。

⑥ プラタナス、銀杏の全枝剪定、ヒマラヤ杉の強剪定をする。

⑦ 樹種・樹高、木の生育状態による剪定方法を上記より選択すること。

この際、幹の小枝は全枝除去剪定するものとする。

⑧ 図面に剪定方法を指定している樹木は図面の剪定方法に従うこと。

5 業務場所

施設名	住所	電話
原町第一小学校	原町区東町二丁目 6 6	2 2 - 5 1 6 6
原町第二小学校	原町区橋本町一丁目 1 0 1	2 2 - 4 1 1 4
原町第三小学校	原町区上町一丁目 1 3	2 2 - 4 1 4 1
高平小学校	原町区下北高平字古館 2 2	2 2 - 3 4 2 0
大甕小学校	原町区大甕字鶴蒔 8	2 2 - 3 8 8 1
太田小学校	原町区益田字塩釜 2 3 6	2 2 - 3 8 2 2
石神第一小学校	原町区北長野字北原田 2 8 8	2 2 - 2 8 2 9
石神第二小学校	原町区大木戸字西原 1	2 2 - 2 7 2 4
鹿島小学校	鹿島区鹿島字広町 1 3	4 6 - 2 2 4 0
上真野小学校	鹿島区浮田字一丁田 8 1	4 7 - 2 2 2 6
小高小学校	小高区関場一丁目 7 7 - 1	4 4 - 2 0 2 2
原町第一中学校	原町区南町三丁目 2 3	2 2 - 4 1 4 4

原町第二中学校	原町区桜井町一丁目 1 5 2	2 2 - 4 1 8 8
原町第三中学校	原町区下太田字川内前 1 2 - 2	2 2 - 3 8 0 2
石神中学校	原町区石神字北畑 4 7 - 1	2 2 - 3 3 7 3
鹿島中学校	鹿島区寺内字落合 2 8	4 6 - 2 1 0 9
小高中学校	小高区吉名字中坪 1	4 4 - 2 0 2 3

6 完了報告

受託者は、委託業務完了後、各学校施設管理者の剪定を確認した書類を添え、文書で委託者に完了の報告をするものとする。

7 提出書類

- (1) 業務実施については、各学校の施設管理者及び委託業務担当者と協議の上「工程表」を作成し、「業務委託着手届」、「主任技術者通知書」、「主任技術者の経歴書」を担当者まで提出するものとする。
- (2) 業務実施に当たっては、各施設管理者の確認（書名捺印）を受け、写真（各施設毎の剪定前写真・作業状況写真・剪定後の写真）を完了報告書（成果品）に添えて提出するものとする。
- (3) 業務完了後は、委託者宛に「業務委託完了届」を成果品等に添付して前記の全ての書類と共に速やかに委託者まで提出するものとする。

8 その他

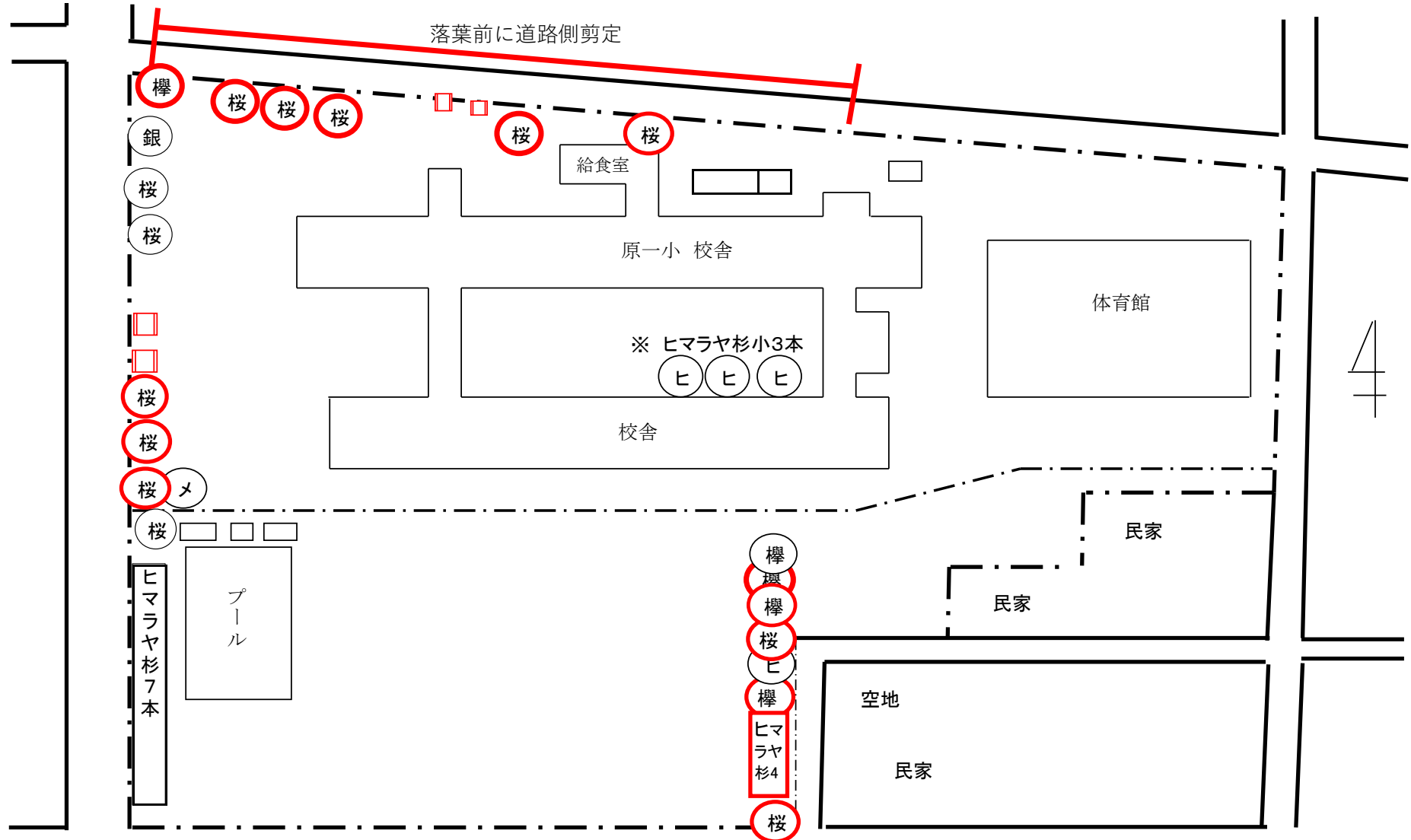
- (1) 当該業務に係る一切の経費は受託者の負担とする。
- (2) 業務にあたっては、学校の授業、近隣住民等に対し業務の事前連絡をする等充分配慮するものとする。
- (3) 一部住宅地に面した箇所については、近隣への落ち葉等の影響を考慮し、影響が出る前に剪定を行うものとする。
- (4) 剪定作業中は、柵・屋根などを破損しないように注意を払うこと。尚、破損した場合は速やかに委託者まで報告し、受託者の責任において修理するものとする。
- (5) 業務中の事故その他については、受託者の責任に於いて処理し、速やかに委託者に報告すること。
- (6) 注意事項：学校敷地境界を確認した上で作業をするものとする。
- (7) 本仕様書に定めのない事項については両者協議のうえ、決定するものとする。

9 環境への配慮

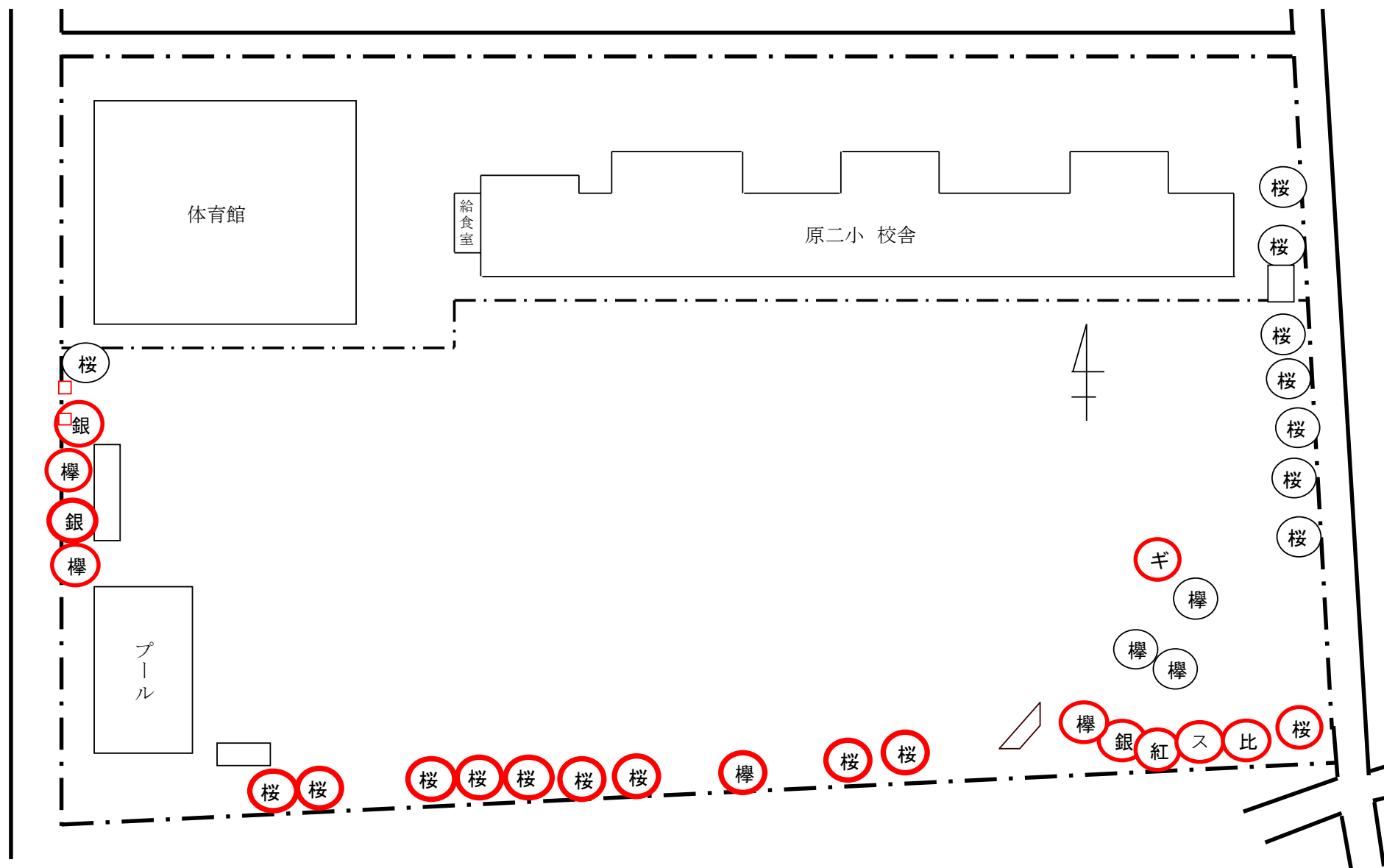
南相馬市役所の環境マネジメント活動について理解、協力し、南相馬市環境配慮指針集に基づき環境に配慮した活動を行うものとする。

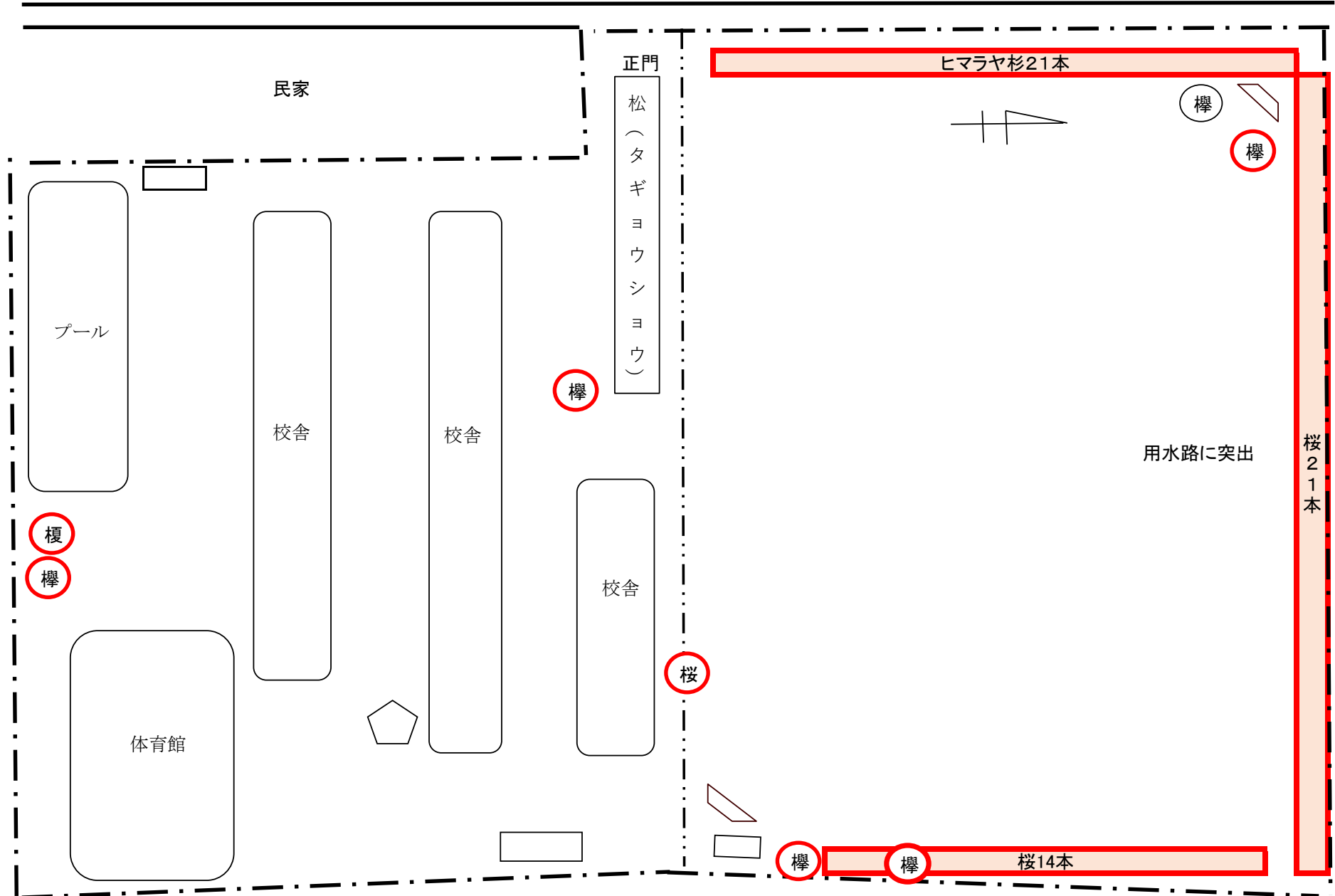
原一小

落葉前に道路側剪定



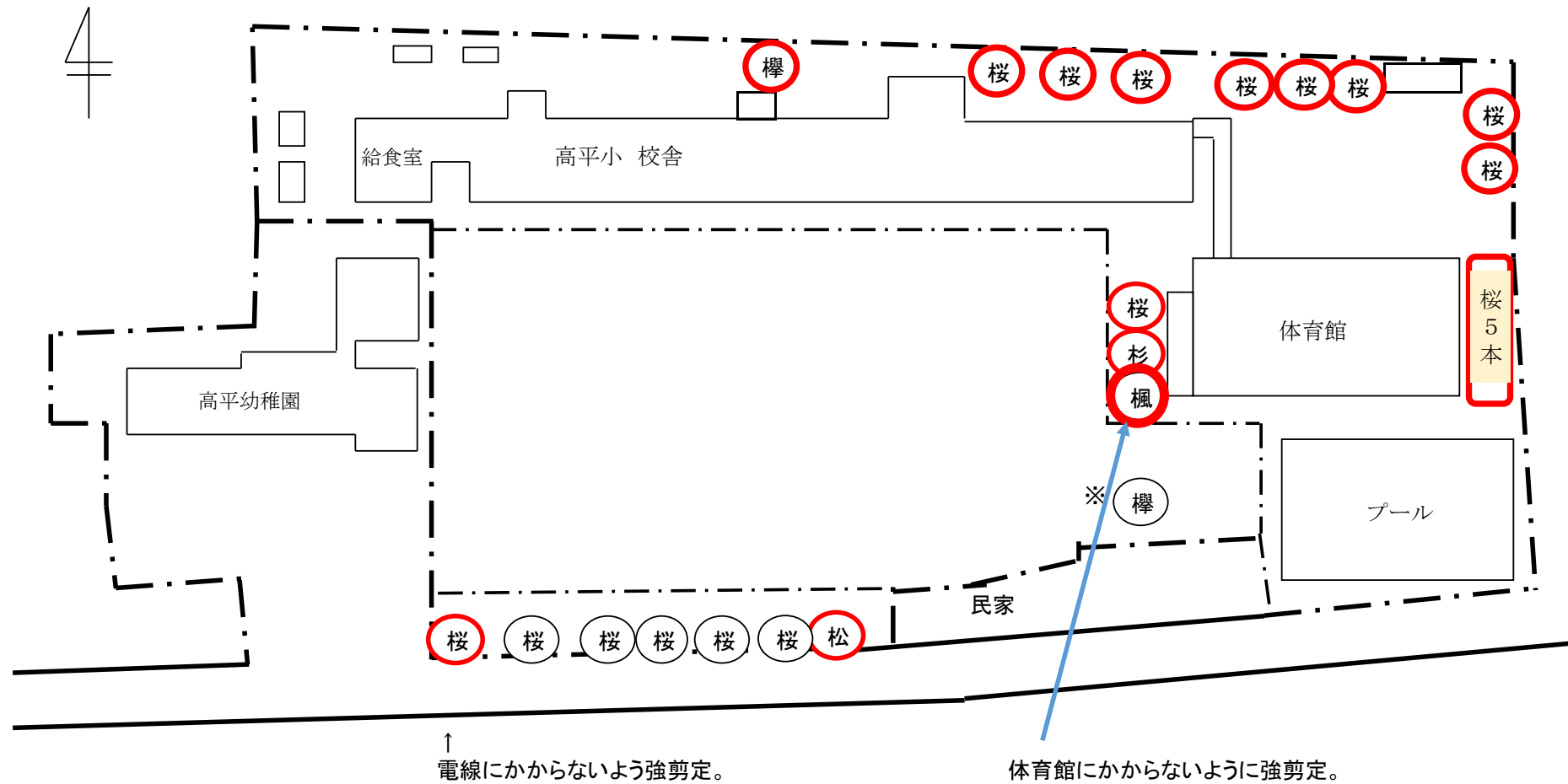
原二小



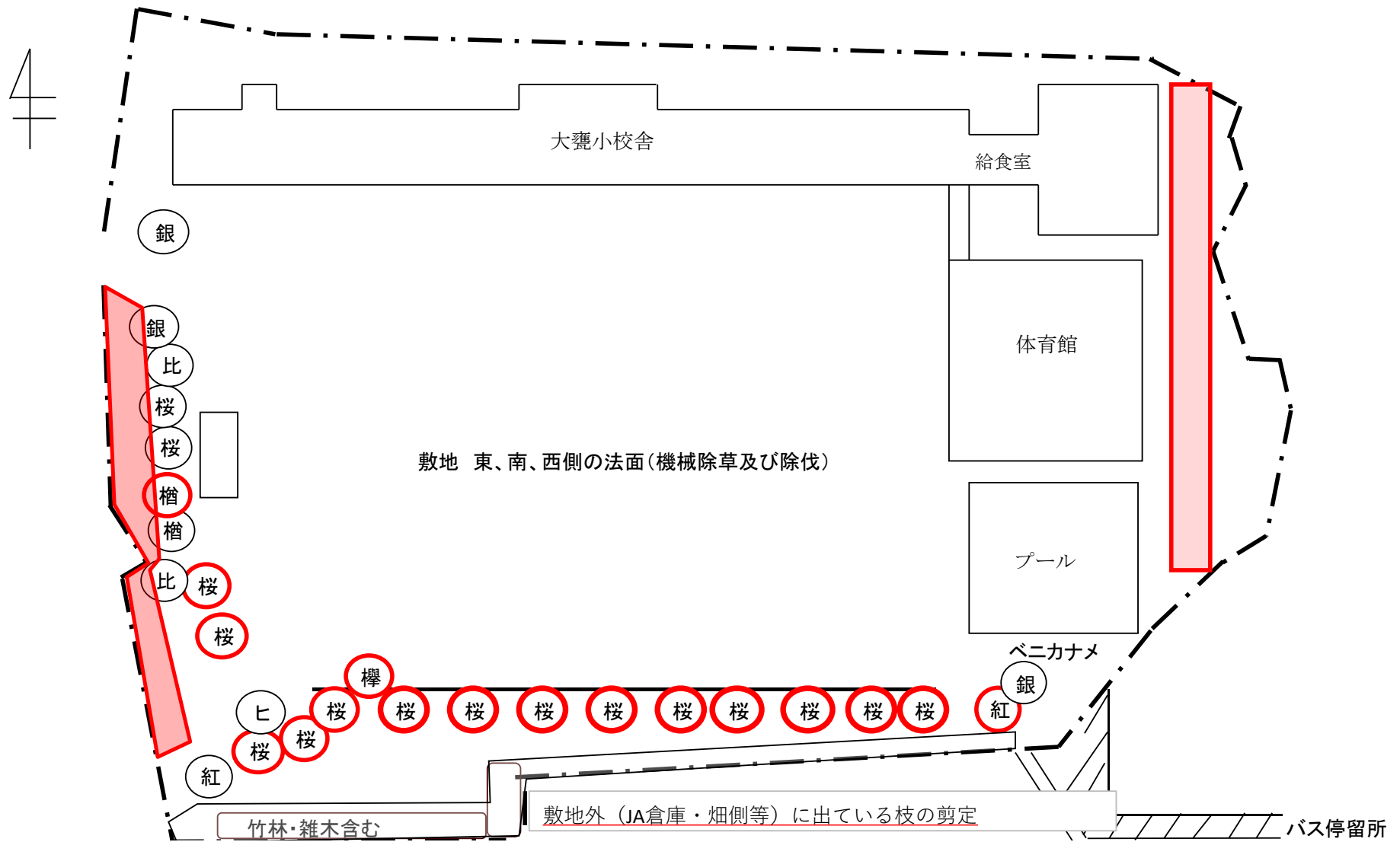


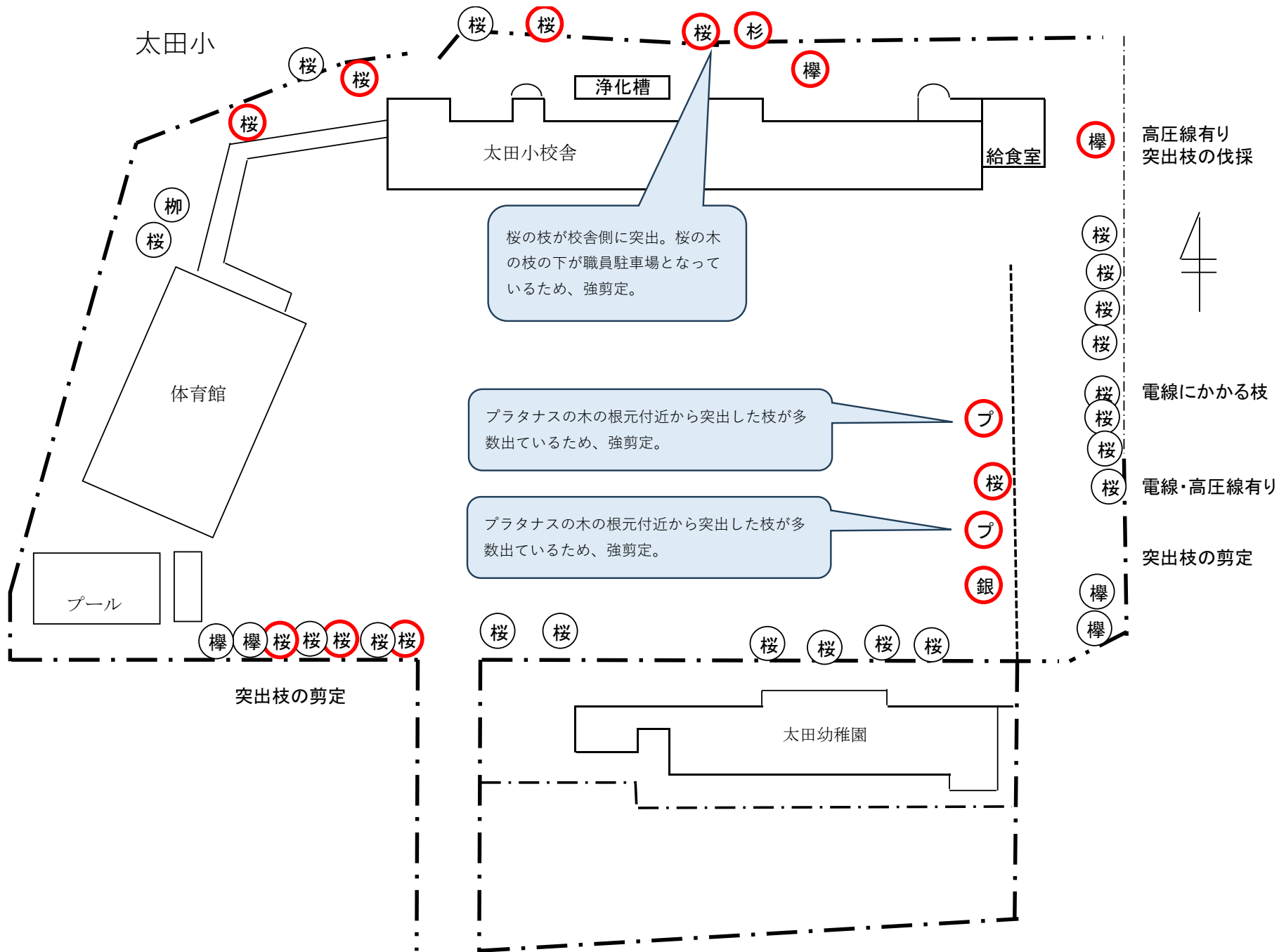
高平小

敷地北側 境界突出枝 常に剪定

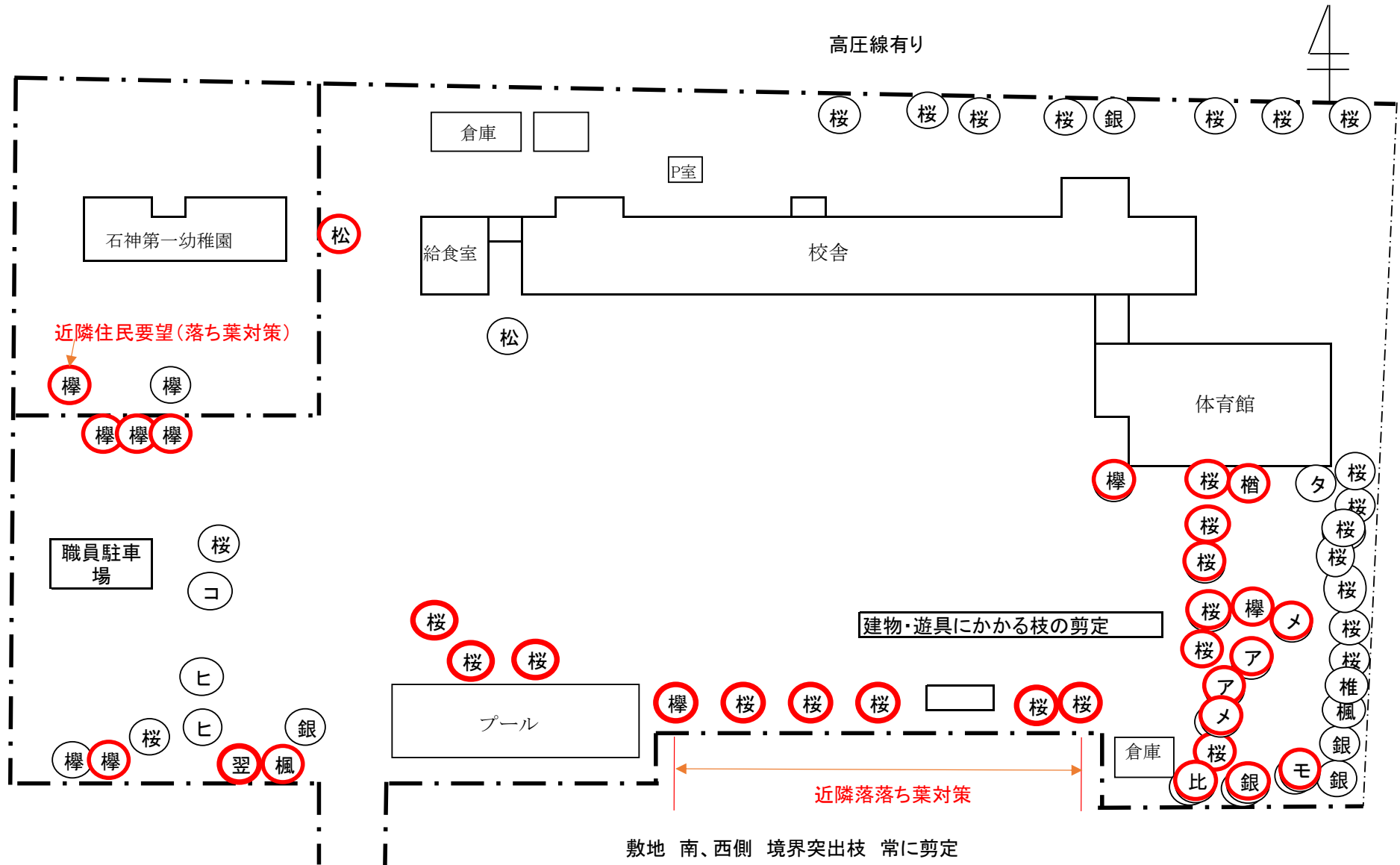


大甕小





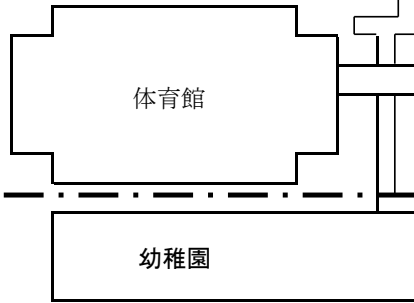
石一小



石二小

4

枝の突出



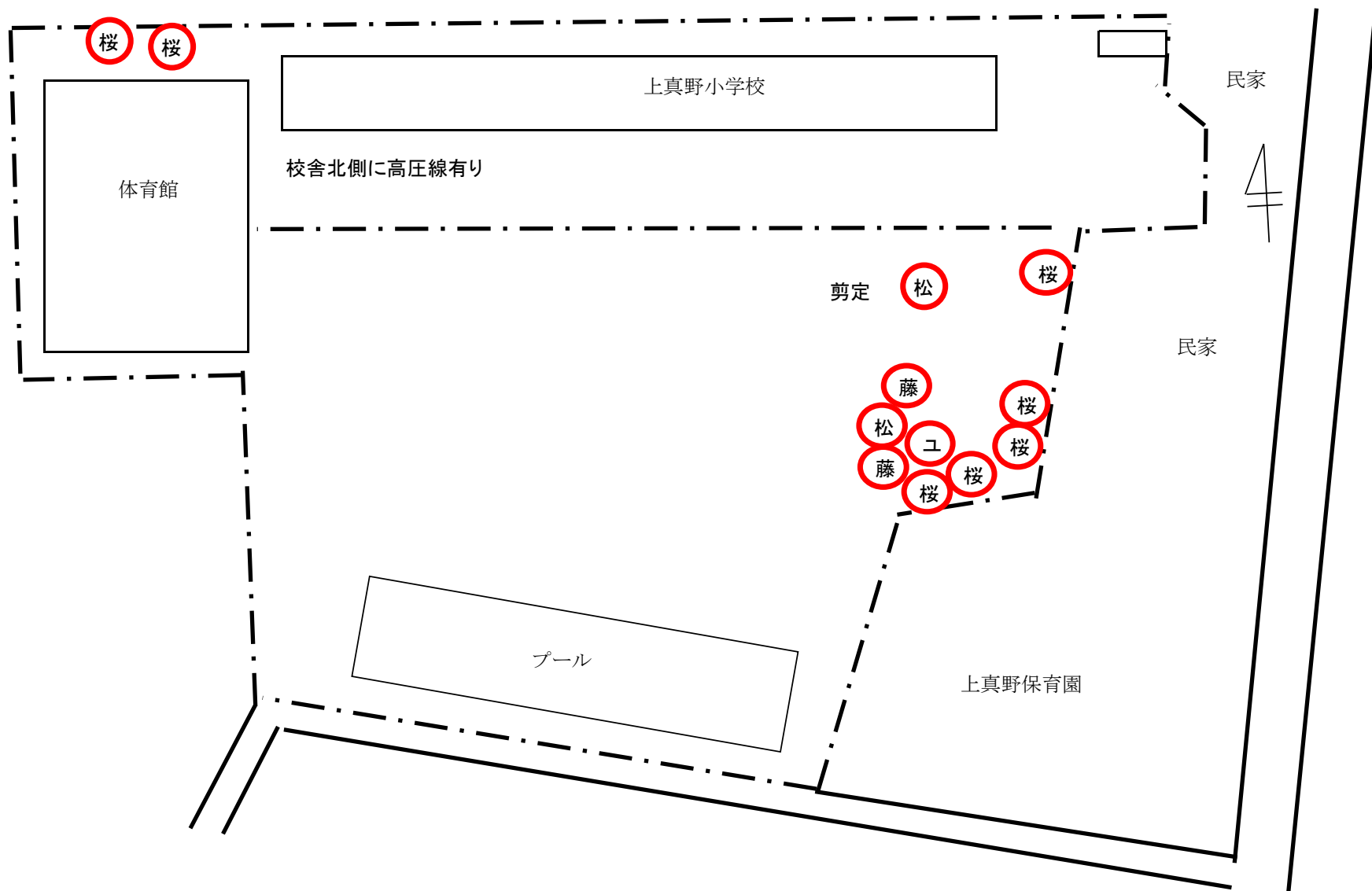
南側全面、車道部へ突出枝剪定



鹿島小

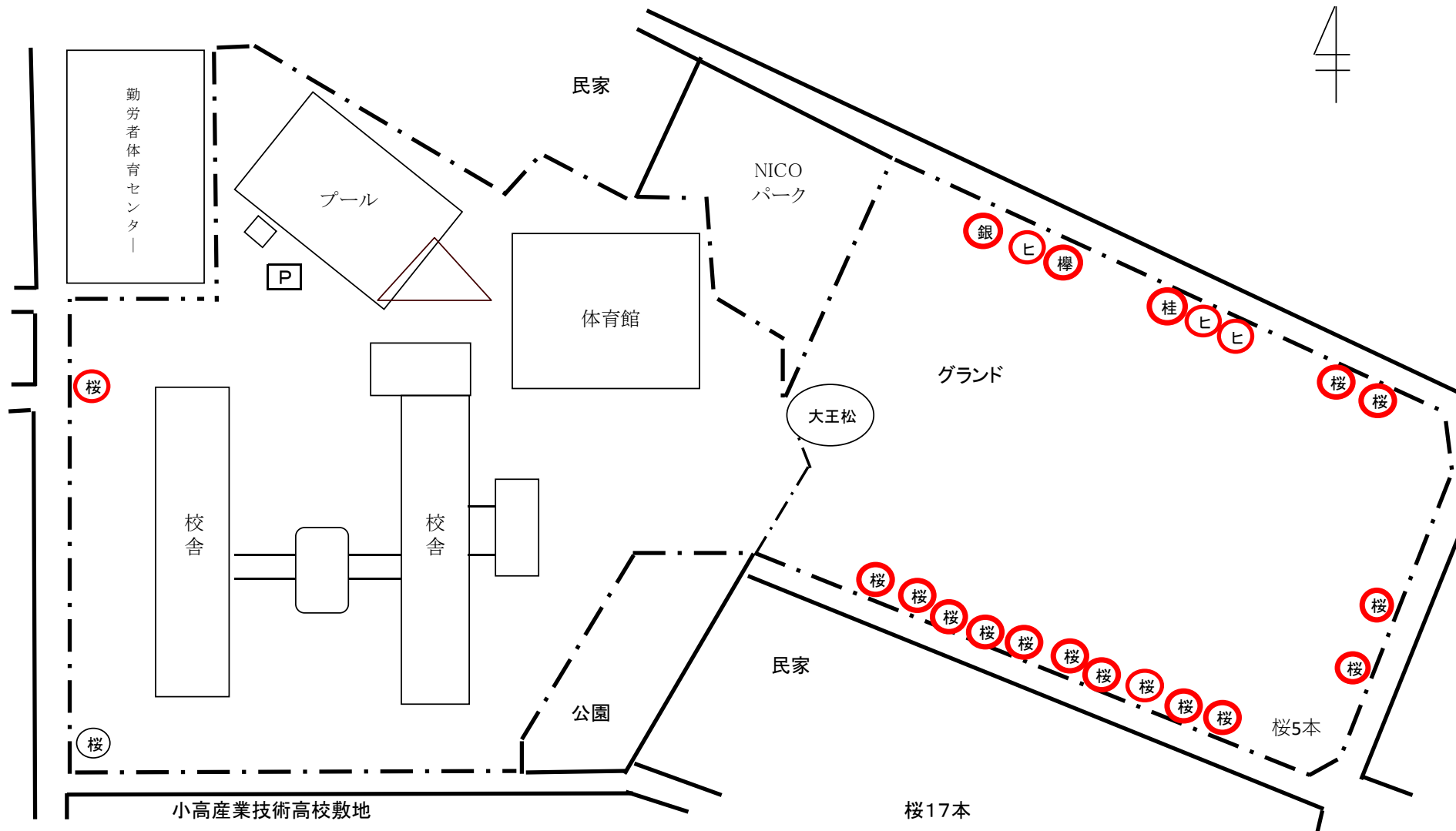


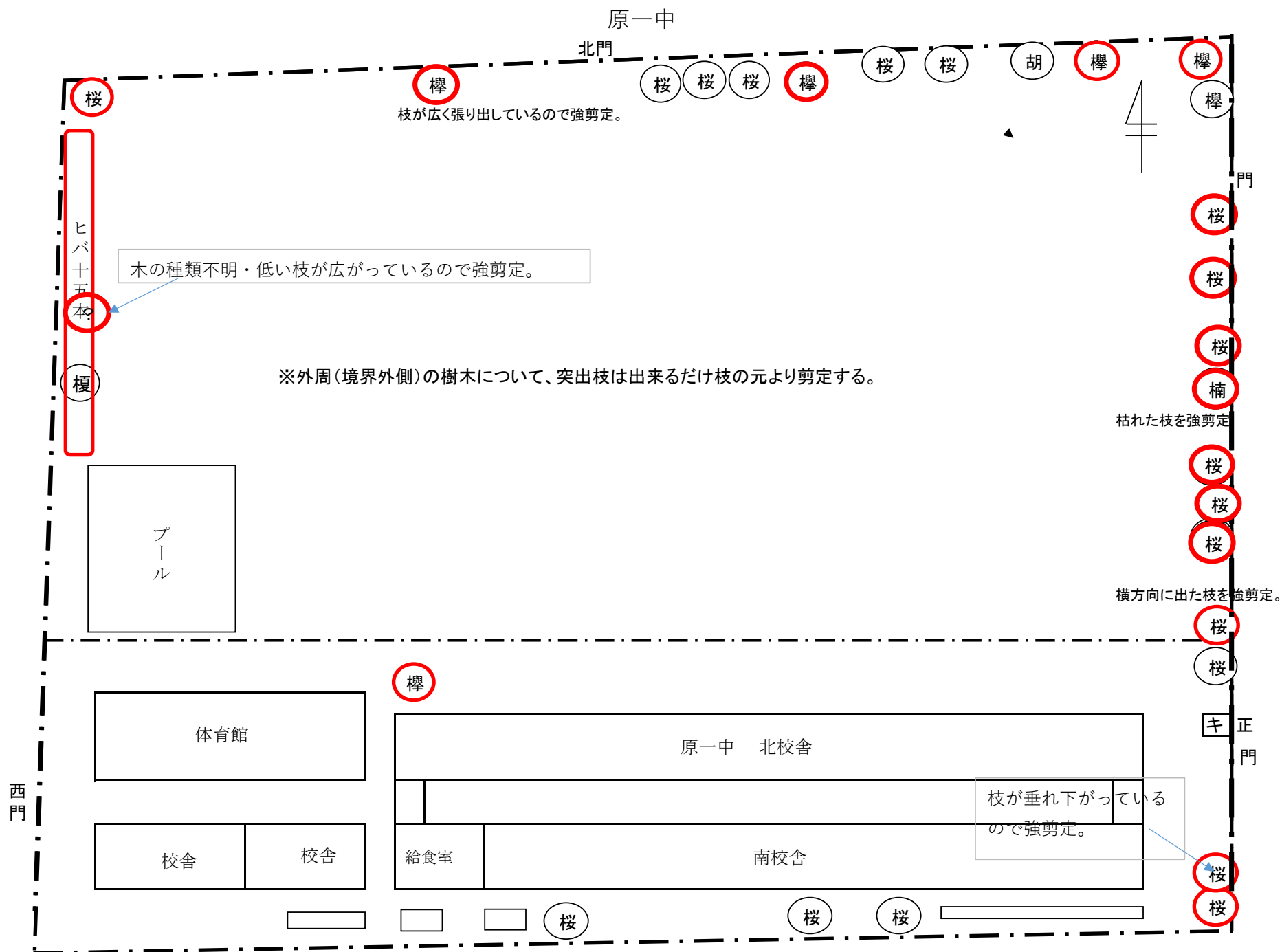
上真野小



小高小

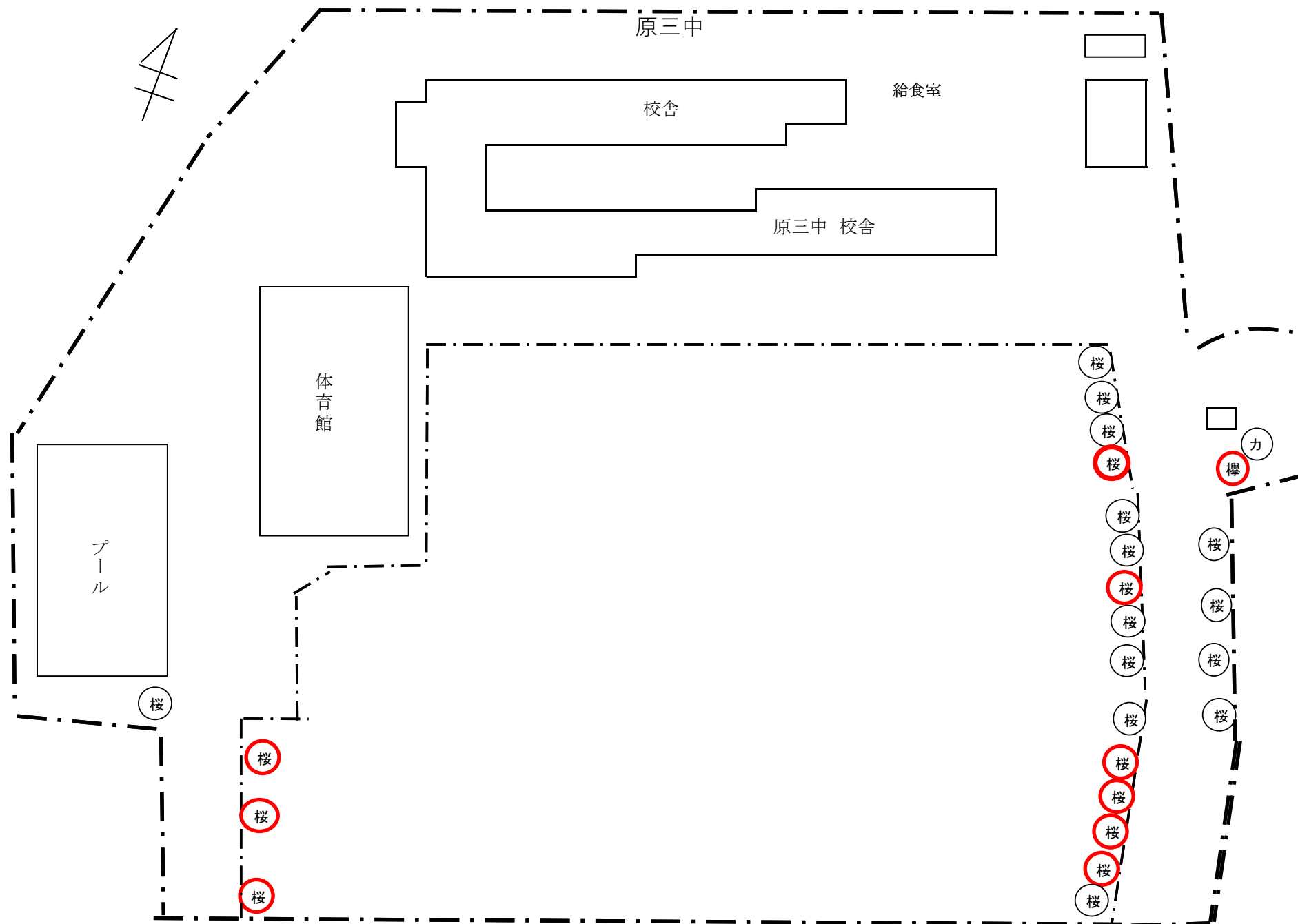
4



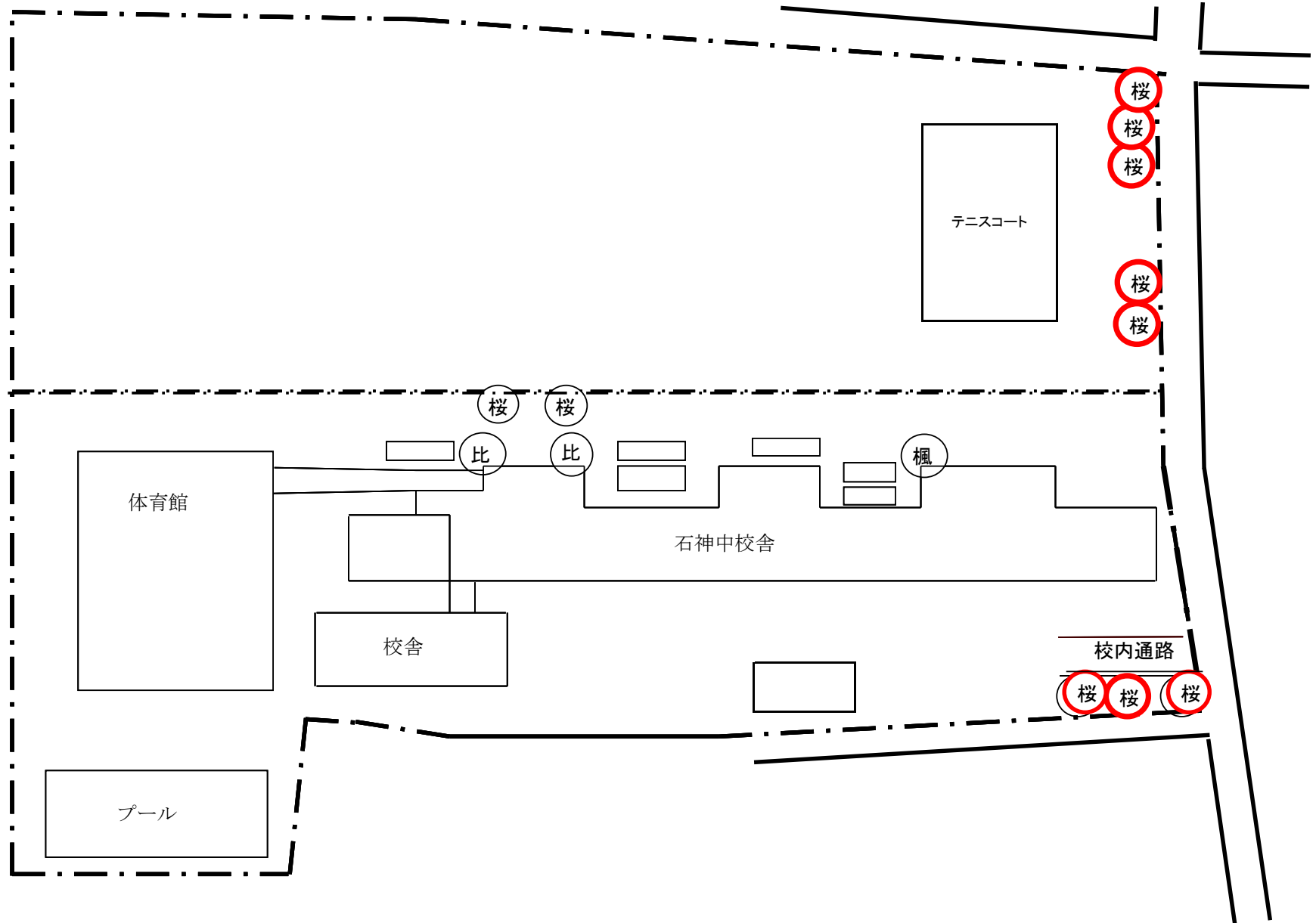




※ 小:桜8本



石神中



鹿島中

河川敷

プラタナス15本

プール

小

テニスコート

柔剣道場

体育館

鹿島中学校

タ

メ

メ

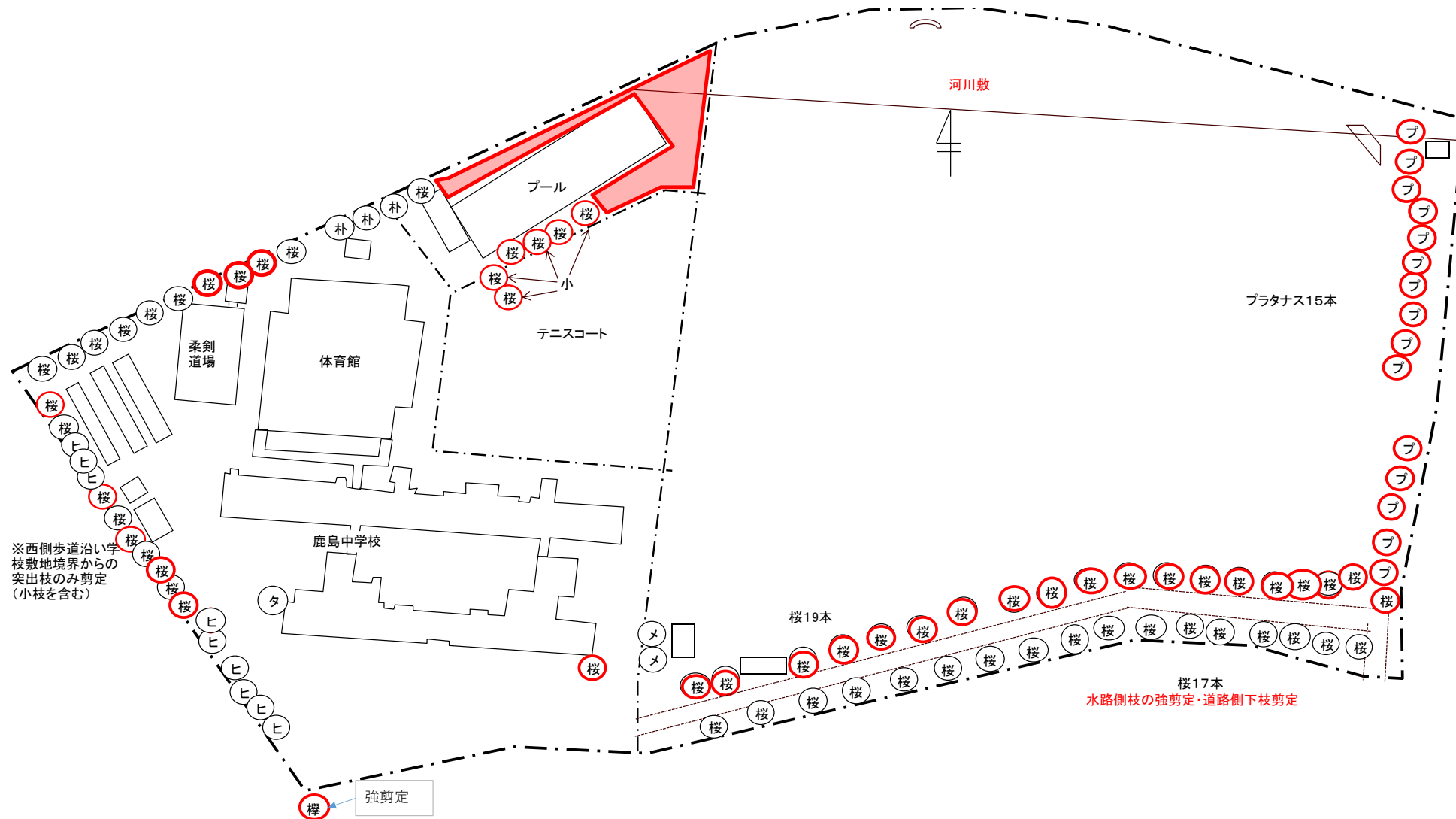
桜19本

桜17本

水路側枝の強剪定・道路側下枝剪定

強剪定

※西側歩道沿い学校敷地境界からの突出枝のみ剪定
(小枝を含む)



小高中

民家

